

# 官報号外

昭和二十三年五月七日

## 参議院会議録第二十七号

昭和二十三年五月六日(木曜日)午後三時三十九分開議	昭和二十三年五月六日	昭和二十三年五月六日
議事日程 第三十五号	午後一時開議	午後一時開議
第一 行政代執行法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	昭和二十一年度特別会計予備金支出総計算書	昭和二十一年度第一予備金支出総計算書
第二 行政事件訴訟特別法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	昭和二十一年度特別会計予備金支出総計算書	昭和二十一年度第一予備金支出総計算書
第三 電力危機突破に関する請願 (委員長報告)	昭和二十一年度特別会計予備金支出総計算書	昭和二十一年度特別会計予備金支出総計算書
第四 名港、名古屋両火力発電所の発電用石炭獲得に関する請願 (委員長報告)	昭和二十一年度特別会計予備金支出総計算書	昭和二十一年度特別会計予備金支出総計算書
第五 電力危機突破に関する請情 (委員長報告)	昭和二十一年度特別会計予備金支出総計算書	昭和二十一年度特別会計予備金支出総計算書
第六 農村電力調整に関する請情 (委員長報告)	昭和二十一年度特別会計予備金支出総計算書	昭和二十一年度特別会計予備金支出総計算書
第七 自由討議 (前会の続)	昭和二十一年度特別会計予備金支出総計算書	昭和二十一年度特別会計予備金支出総計算書
○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたしました。	裁判官の報酬等に関する法律案	裁判官の報酬等に関する法律案
去る一日内閣から予備審査のため左の審査が送付された。	國土計画委員会請願審査報告書第一号	國土計画委員会請願審査報告書第一号
裁判官の報酬等に関する法律案	司法委員会に付託	司法委員会に付託
不正保有物資等の対策を登録国債で決済することに関する法律案	決算委員会に付託	決算委員会に付託
不正保有物資等特別措置特別会計法	不正保有物資等の対策を登録国債で決済することに関する法律案	不正保有物資等の対策を登録国債で決済することに関する法律案
小額紙幣整理法案	小額紙幣整理法案	小額紙幣整理法案
不正保有物資等の対策を登録国債で決済することに関する法律案	小額紙幣整理法案	小額紙幣整理法案
不正保有物資等特別措置特別会計法	不正保有物資等の対策を登録国債で決済することに関する法律案	不正保有物資等の対策を登録国債で決済することに関する法律案
金資金特別会計法の一部を改正する法律	金資金特別会計法の一部を改正する法律	金資金特別会計法の一部を改正する法律
不正保有物資等の対策を登録国債で決済することに関する法律案	不正保有物資等の対策を登録国債で決済することに関する法律案	不正保有物資等の対策を登録国債で決済することに関する法律案
不正保有物資等特別措置特別会計法	不正保有物資等特別措置特別会計法	不正保有物資等特別措置特別会計法
大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため政府が発行する積込券の当せん金の支拂等に関する法律案	大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため政府が発行する積込券の当せん金の支拂等に関する法律案	大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため政府が発行する積込券の当せん金の支拂等に関する法律案
決済することにに関する法律案	決済することにに関する法律案	決済することにに関する法律案
不正保有物資等特別措置特別会計法	不正保有物資等特別措置特別会計法	不正保有物資等特別措置特別会計法
不正保有物資等の対策を登録国債で決済することに関する法律案	不正保有物資等の対策を登録国債で決済することに関する法律案	不正保有物資等の対策を登録国債で決済することに関する法律案
不正保有物資等特別措置特別会計法	不正保有物資等特別措置特別会計法	不正保有物資等特別措置特別会計法
大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため政府が発行する積込券の当せん金の支拂等に関する法律案	大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため政府が発行する積込券の当せん金の支拂等に関する法律案	大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため政府が発行する積込券の当せん金の支拂等に関する法律案
乳児配給量等に関する質問主意書	乳児配給量等に関する質問主意書	乳児配給量等に関する質問主意書
東北各地の水害対策に関する質問主意書	東北各地の水害対策に関する質問主意書	東北各地の水害対策に関する質問主意書

質問主意書(小川友三君提出)

未引揚者還旅の救済等に関する質問

主意書(小川友三君提出)

開拓事業予算に関する質問 主意書

(小川友三君提出)

中古衣類差益金額に関する質問主意書

(小川友三君提出)

引揚者生糞資金貸出額引上げに関する質問

主意書(小川友三君提出)

同日委員長から左の報告書を提出し

た。

行政代執行法案可決報告書

同日第十四回文書表記載の請願書を左の委員会に付託した。

行政代執行法案可決報告書

同日委員長から左の報告書を提出し

た。

第五百三号 静岡縣の主要資糧供出割当に関する請願書

第五百六号 農村工業の振興に関する請願書

第五百九十九号 玉野村の耕地事

菜に関する請願書

第五百二十号 亀井田村の土地改良

事業費國庫補助に関する請願書

第五百三号 静岡縣の主要資糧供出割当に関する請願書

第五百六号 農村工業の振興に関する請願書

第五百九十九号 玉野村の耕地事

菜に関する請願書

第五百二十号 亀井田村の土地改良

事業費國庫補助に関する請願書

第五百三号 静岡縣の主要資糧供出割当に関する請願書

第五百六号 農村工業の振興に関する請願書

第五百九十九号 玉野村の耕地事

菜に関する請願書

第五百二十号 亀井田村の土地改良

事業費國庫補助に関する請願書

第五百三号 静岡縣の主要資糧供出割当に関する請願書

第五百六号 農村工業の振興に関する請願書

第四百九十九号 玉野村の耕地事

菜に関する請願書

第五百二十号 亀井田村の土地改良

事業費國庫補助に関する請願書

第五百三号 静岡縣の主要資糧供出割当に関する請願書

第五百六号 農村工業の振興に関する請願書

第五百九十九号 玉野村の耕地事

菜に関する請願書

第五百二十号 亀井田村の土地改良

事業費國庫補助に関する請願書

第五百三号 静岡縣の主要資糧供出割当に関する請願書

第五百六号 農村工業の振興に関する請願書

第五百九十九号 玉野村の耕地事

菜に関する請願書

第五百二十号 亀井田村の土地改良

事業費國庫補助に関する請願書

第五百三号 静岡縣の主要資糧供出割当に関する請願書

第五百六号 農村工業の振興に関する請願書

第五百九十九号 玉野村の耕地事

菜に関する請願書

第五百二十号 亀井田村の土地改良

事業費國庫補助に関する請願書

第五百三号 静岡縣の主要資糧供出割当に関する請願書

第五百六号 農村工業の振興に関する請願書

第五百九十九号 玉野村の耕地事

菜に関する請願書

第五百二十号 亀井田村の土地改良

事業費國庫補助に関する請願書

第五百三号 静岡縣の主要資糧供出割当に関する請願書

第五百六号 農村工業の振興に関する請願書

第五百九十九号 玉野村の耕地事

菜に関する請願書

第五百二十号 亀井田村の土地改良

事業費國庫補助に関する請願書

第五百三号 静岡縣の主要資糧供出割当に関する請願書

第五百六号 農村工業の振興に関する請願書

新設に関する陳情書

第二百九十五号 四日市市の土地

区画整理事業費増額に関する陳情書

第二百八十五号 地方配給事業の

都市移管に関する陳情書

第二百八十八号 前易生命保険及

び郵便年金積立金運用再開に關する陳情書(十三件)

第二百八十七号 柳井觀光地区の

新設に関する陳情書

厚生委員会

第二百九十八号 薬務局設置に關する陳情書

第五百九号 開拓政策の確立等に關する請願書

第五百十号 周防灘沿岸干拓事業

に關する請願書

第五百一号 教育映画ファイルの

財政及び金融委員会

に關する請願書

第五百二号 久慈灘港修築に關する請願書

第五百三号 生活保護法による基準額引上げに関する陳情書

第五百四号 労働法規の改正反対

第三百四号 労働法規の改正反対

第三百五号 市民健康保険制度改

革に關する陳情書(四件)

第三百六号 農業技術指導農

業委員会

に關する請願書

第三百七号 農業技術指導農

業委員会

に關する請願書

第三百八号 電気、ガスの消

費税反対に関する陳情書

第三百九号 災害復旧費の國

庫補助に関する陳情書

調整補給金に関する陳情書

電氣委員会

第二百八十五号 地方配給事業の

都市移管に関する陳情書

第二百八十八号 前易生命保険及

び郵便年金積立金運用再開に關する陳情書

同日委員長から左の報告書を提出し

た。

行政事件訴訟特別法案修正議決報告書

財政及び金融委員会

第二百九十九号 新制中学校建設

費寄附金に対する所得稅免除に關する陳情書(一件)

第三百零一号 在外同胞引揚保進に在外同胞引揚問題に關する特別委員会

第三百一号 在外同胞引揚保進に在外同胞引揚問題に關する陳情書(二件)

第三百二号 国民健康保険制度改

革に關する陳情書(四件)

第三百三号 労働法規の改正反対

第三百四号 労働法規の改正反対

第三百五号 市民健康保険制度改

革に關する陳情書

第三百六号 農業技術指導農

業委員会

に關する請願書

第三百七号 農業技術指導農

業委員会

に關する請願書

第三百八号 電気、ガスの消

費税反対に関する陳情書

第三百九号 災害復旧費の國

庫補助に関する陳情書

第三百十号 治山事業費の國庫

補助額に關する陳情書

參議院議員市來乙彦君提出行政整理

に關する質問に対する答弁書

參議院議員曾我一吉提出農機具の

生産及び生産資料並びに生産資金に

関する質問に対する答弁書

同日委員長から左の報告書を提出し

た。

行政事件訴訟特別法案修正議決報告書

外務委員会陳情書(第一号)

地方自治法第百五十六條第四項の規

定に基き、海上保安廳法第十二條の規

定による海上保安廳の事務所の設

置に關し承認を求めるの件

製造たばこ「新生」の價格の改定に關する法律案

食肉輸入取締規則を廢止する法律

案

第三百四号 農業技術指導農

業委員会

に關する請願書

第三百五号 市民健康保険制度改

革に關する陳情書

第三百六号 電気、ガスの消

費税反対に関する陳情書

第三百七号 農業技術指導農

業委員会

に關する請願書

第三百八号 電気、ガスの消

費税反対に関する陳情書

第三百九号 災害復旧費の國

庫補助に関する陳情書

第三百十号 治山事業費の國庫

補助額に關する陳情書

第三百十一号 災害復旧費の國

庫補助に関する陳情書

第三百十二号 生活道路の改修

並びに維持費の國庫補助に關す

第三百三号 静岡縣の土地改良事

業費の國庫補助に關する陳情書

第三百四号 農業技術指導農

業委員会

第三百五号 農業技術指導農

業委員会

第三百六号 農業技術指導農

業委員会

第三百七号 農業技術指導農

業委員会

第三百八号 農業技術指導農

業委員会

第三百九号 農業技術指導農

業委員会

第三百十号 農業技術指導農

業委員会

第三百十一号 農業技術指導農

業委員会

第三百十二号 農業技術指導農

業委員会

第三百十三号 農業技術指導農

業委員会

第三百十四号 農業技術指導農

業委員会

第三百十五号 農業技術指導農

業委員会

第三百十六号 農業技術指導農

業委員会

第三百十七号 農業技術指導農

業委員会

第三百十八号 農業技術指導農

業委員会

第三百十九号 農業技術指導農

業委員会

第三百二十号 農業技術指導農

業委員会

第三百二十一号 農業技術指導農

業委員会

第三百二十二号 農業技術指導農

業委員会

第三百二十三号 農業技術指導農

業委員会

第三百二十四号 農業技術指導農

業委員会

第三百二十五号 農業技術指導農

業委員会

第三百二十六号 農業技術指導農

業委員会

第三百二十七号 農業技術指導農

業委員会

第三百二十八号 農業技術指導農

業委員会

第三百二十九号 農業技術指導農

業委員会

第三百三十号 農業技術指導農

業委員会

第三百三十一号 農業技術指導農

業委員会

第三百三十二号 農業技術指導農

業委員会

第三百三十三号 農業技術指導農

業委員会

第三百三十四号 農業技術指導農

業委員会

第三百三十五号 農業技術指導農

業委員会

第三百三十六号 農業技術指導農

業委員会

第三百三十七号 農業技術指導農

業委員会

第三百三十八号 農業技術指導農

業委員会

第三百三十九号 農業技術指導農

業委員会

第三百四十号 農業技術指導農

業委員会

第三百四十一号 農業技術指導農

業委員会

第三百四十二号 農業技術指導農

業委員会

第三百四十三号 農業技術指導農

業委員会

第三百四十四号 農業技術指導農

業委員会

第三百四十五号 農業技術指導農

業委員会

第三百四十六号 農業技術指導農

業委員会

第三百四十七号 農業技術指導農

業委員会

第三百四十八号 農業技術指導農

業委員会

第三百四十九号 農業技術指導農

業委員会

第三百五十号 農業技術指導農

業委員会

第三百五十一号 農業技術指導農

業委員会

第三百五十二号 農業技術指導農

業委員会

第三百五十三号 農業技術指導農

業委員会

第三百五十四号 農業技術指導農

業委員会

第三百五十五号 農業技術指導農

業委員会

第三百五十六号 農業技術指導農

業委員会

第三百五十七号 農業技術指導農

業委員会

第三百五十八号 農業技術指導農

水害地農業の実体に関する質問主意書

供出の強制徴収を双方に、になら

農地中で、東北、関東及全国、水害

地の田、畑を調査するに無水害地に

比して五分の一、四分の一、二分の一

の製作であるのが判明しておる、

仁政、善政の政府はこの実体を調査

して、收穫高に正比して供出の割当

てをすべきである、政府の責任あ

る處見と調査統町歩数と見透し水害

地、田、畑の実收穫見込の答弁を求

む。

右質問に対し遠かなる御答弁を要

求める。

内閣参印第八五号

昭和二十三年五月四日

内閣總理大臣 菅原 均

參議院議員松平恒雄殿

農業院議員小川友三君提出水害地農

地の実体に関する質問に対する

答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出水害地

農地の実体に関する質問に対する

答弁書

妻の面積並びに收穫見込に関する

は、現在農林省統計調査局の機構に

おいて総意調査中であつてその第一

回の結果は六月初旬に判明する旨であ

ある。而して減收の原因については

それを区分して把握することに努め

る所以で東北、関東及び全國の水

害地の減收見込についても右の調査

結果から判明するものと思われる。

先般の割当は所謂事前供出割当な

ので当然上記の判明せる結果に基き

これを調整する所存である。

行政整理に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條

によつて提出する。

昭和二十三年四月二十日

參議院議員市來乙彦

參議院議員松平恒雄殿

行政整理に関する質問主意書

過日私は均衡財政の確立に関する

質問主意書を提出致しました。

私の解釈に依れば、均衡財政とは

約言すれば財政の過する限り諸般の

情勢が調和して釣り合ひを保つ体制

を謂うのである。歳計予算の收支の

釣り合いを得ることは均衡財政の僅

かな一部分であつてその全部ではな

い。而して均衡財政の確立は「インフ

レーシヨン」の克服とその様を一に

するのである、随つて仮令その何れ

の名義を以てするとしても、その手

段としては國費を緊縮することがそ

の基準であり中核である、これが爲

めに行政整理を徹底的に断行する

こと、避け得べからざる絶対要件

である。

同額すれば、外國より提供する二

億五千万円の金を以て金本位兌換券

制を新設し、財政經濟の体制を確立し

た記念すべき先例がある。今回外査導入を得て「インフレーション」を克服

し均衡財政を確立するの基礎を築くことを得るならば、この先例をも凌

駕する誠に千歳一週の最も望ましき

大事業である。若しこの機会を失わ

ば「インフレーション」の克服、均衡

財政の確立は決して容易に実現し難いものと思考せらるるのである。

行政整理を徹底的に断行する場合、最も困難なるは失業対策である。

行政整理を行わんとせば、結局資金

の不足を告ぐるは到底免れ難い所であ

ろう。

右の実情に鑑み、導入外資の内一億

億弗を失業対策に利用し政府資金の

不足を補充する途を講ずること

は、政府の誠意ある努力と適正なる

施策とに依れば必ずじも不可能では

なかろうと信するのである、何とな

れば經濟復興、經濟自立のためには

「インフレーション」を克服し均衡財

政を確立することがその基礎であり、

この克服確立のためには、行政整理

による國費の緊縮が最大必要の條件

であり、しかして失業対策が行政整

理を徹底的に断行し得べき最大必要

の條件であるからである。

失業対策に要する公共事業、開

拓、道路開設等の施設事業の成果を後

昆に垂るものであつて、その利用

に依り當面の生産を助成し、成るべく多數の労務者を必要とする事業を運営し、完全にして遺算なき行政整理の成案並びに公共事業の計画案を

具し、これを連合軍司令部に提出して、導入外資の使用と併せてその賛成を求める本國に対する斡旋を頼請

し、その認容を受くるを得たならば必ずその目的を達し得ることと思考す。又これに基いて外資導入の受入

され体制も出来るのである。

尙これ等の計画と共に高物價を低

物價に轉換せしめ、物價の低落「生

産コスト」の低下により、物價の安

定、食生活の安定、賃金の通減等をも想定するの必要ありと思考するのである。

右の提唱に対し政府の意向を承知したいのであります。何卒支拂を

以て御答弁ある様希望致します。

右の提唱に対し政府の意向を承

知したいのであります。何卒支拂を

以て御答弁ある様希望致します。

右の提唱に対し政府の意向を承

シヨンを克服して日本經濟を復興するためには、經濟部門と緊密な関係を有する行政部門を先づ能率化する必要がある。

このため、政府においては、前内閣において決定した行政整理の方針に対し、最近の事態に即應するよう再検討を加え研究しつつある次第であるが、この問題に特に失業対策の問題を始めとして関係する方面が多いので、政府としてはその最終的な決定に至るまでには十分慎重を期さなければならぬと考えている。導入した外資の一部を以て失業対策費に充當して行政整理を実施すべしに至るまでには十分慎重を期さなければならないと考えている。導入した外資の一部を以て失業対策費に充當して行政整理を実施すべしとの御意見は、傾聽すべき多くのものも入した外資の一部を以て失業対策費に充當して行政整理を実施すべしとの御意見は、傾聽すべき多くのものも含んで居り、政府としても行政整理の実施に際しては十分御意見を参照致したいが、導入外資を行政整理に充當する失業対策費に充當しうるや否やは、政府だけの意思によることが得ない問題であり、主として連合國側の意向による問題であると考えられる。然したがら導入外資を失業対策費に充當出来ると否とに拘らず、政府としては御意見を十分尊重して施策を立てなければならぬと考えてゐる。

農機具の生産及び生産資材並びに生産費に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。



復興金融金庫の市中金融機関の補植について

(4) 市中金融機関の貸出金額に対する規制

規制貸出をなるしめる。

若し政府において右方法を行ひ得ないとするならば農機具生産面における道路を如何にして打開せんとするやその結果を示りたい。

内閣答申第八十七号

昭和二十三年五月四日

内閣総理大臣 松平 恒雄

農機院議長 松平 恒雄

農機院議員 谷村一君 提出農機具の生産及び生産資材並びに生産資金に対する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

農機院議員 谷村一君 提出農機具の生産及び生産資材並びに生産資金に対する質問に対する答弁書

の生産及び生産資材並びに生産資金に関する質問に対する答弁書

の生産及び生産資材並びに生産資金に関する質問に対する答弁書

配しているのであるが、これは現下絶対必要と思われる食糧増産を完遂するための農機具用としては決して十分なる数量ではなく、鋼材としては約四万噸が必要であることは從來の資料に徴して明らかである。この点については農機具業者が要求するものの中主資材も勿論であるが、副資材、例えばカーバイド、燃料、ゴム等の不足も生産に大きな影響を及ぼしているので、これら諸資材の販行的状態を可及的に是正し、なお生産者の手持資材を十分活用して、総合的に農機具の生産増加を図る方針の下に、不足資材につき善処する考え方である。

三、不良品の問題については、終戦直後の戻る時間、一部轉換工場等による粗悪品の流出のあったことは事実であるが、最近は旧来よりの専門工場の生産も回復し、新規工場の技術も向上熟練して來たため、昭和二十三年における不良品の生産上あらゆる方針を講ずる必要のあることは言ふ迄もないが、肥料、農機具その他高価な物質上不可欠の物質についてはその供給確保について行政上特に主力を放ぐと共に重点の取扱いを行いつて適切なきを控する所存である。

（1）融資順位の引上げ、日本銀行融資斡旋し優先及び一般銀行による貸出に対するいわゆる枠外許可の優先、復興金融金庫貸出の確保

ことになつたが、不良品に対しては相当低價を附しその生産を抑制する結果となつた。殊に近時農機具に対する價格査定制度の施行を見る

ことになつたが、不良品に対しては後戻る時間、一部轉換工場等による粗悪品の流出のあったことは事実であるが、最近は旧来よりの専門工場の生産も回復し、新規工場の技術も向上熟練して來たため、次第にかかる不良品の横行を見なくなつた。殊に近時農機具に対する價格査定制度の施行を見る

（1）融資順位の引上げ、日本銀行融資斡旋し優先及び一般銀行による貸出に対するいわゆる枠外許可の優先、復興金融金庫貸出の確保

ことには、現在検査制度の実施が、現在検査制度の実施について研

究中で近く何等かの措置を講じたいと考えている。又粗悪品製造工場に對し直ちにその整備を行うこと

は上策と思われずむしろ資材制当に對し直ちにその整備を行うこと

は上策と思われずむしろ資材制當の調整、検査、技術指導、工場等の調整によりその品質の向上を図り

優良工場及び優良品の生産を若干でも増加させしめることが目下の需給關係から見て當面の先決問題と考へる。しかして不良品の改良をおろそかにする工場が漸次競争場裡から脱落することが予想され

る。

四、最近農機具の生産確保のための融資問題が資材、電力等と同じくあるいはそれ以上に重要視せられ

て來たことは事実であり、過般來これが解決のため関係官民としばしば協議を重ねてゐる次第である

が、今後共一層努力し各方面の協力により満足なる結果を得るまでこれを推進する所存である。しかし現在までのこれら対策として進歩中のものは既に次の如くである。

（1）融資順位の引上げ、日本銀行融資斡旋し優先及び一般銀行による貸出に対するいわゆる枠外許可の優先、復興金融金庫貸出の確保

多數意見者署名

齊 武雄 中村 正雄

大野 幸一 松村 順一郎

田中 利勝君 より決算委員を、振興琴君

より國書館運営委員を、山田節男君よ

り懲罰委員を、それより理由を附して辞任の申出でございました。これら

の辞任はいずれもこれを許可すること

に御異議ございませんか。

（2）農機具、工業者の信用力を

総合活用する目的をもつてその

○議長（松平恒雄君）御異議ないと認

めます。つきましては、その補欠として、山田節男君を外務委員に、平野成美君を商業委員に、田中利勝君を鉄工子君を農業委員に、田中利勝君を農業委員に、山田節男君を外務委員に、平野成美君を商業委員に、田中利勝君を決算委員に、下野成美君を農業委員に指名いたします。

（3）統制配給品たる農機具の取引方法として、最近適用を認めることとなつた商業手形通用の実施細目の設定

なお、右に關し（1）農機具生産機の融資順位については他の重

要機械生産業との均衡上石炭肥料と同扱いにするは困難であるが、

（4）限度外貸出に現在の

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（5）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（6）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（7）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（8）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（9）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（10）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（11）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（12）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（13）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（14）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（15）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（16）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（17）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（18）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（19）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（20）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（21）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（22）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（23）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（24）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（25）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（26）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（27）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（28）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（29）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（30）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（31）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（32）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（33）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（34）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（35）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（36）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（37）御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）日程第一、行政

代執行法案、日程第二、行政事件訴訟

特例法案、（内閣提出、衆議院送付）、

司法委員会理事、岡部常君。

（38）

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

この法律案は、基本的人権保護の立場から行政執行法を全面的に廢止して、所謂行政処理、事件の仮領置等、権力を不正に侵奪する具に供せられる虞があるものと認められた規定を廃止すると共に、行政上の義務の強制執行のために設けられていた執行局及び直接強制の規定を排除して、法令に基く行政上の義務履行を監督する手段として一般的に必要であり、且つ、適当と認められる程度のいわゆる代執行に関する規定を定めたものである。従つてこの法律案は基本的人権の尊重を主眼とする新憲法のもとににおける法律の改悪としてまことに妥当な立法である。

## 行政代執行法

## 行政代執行法

## 衆議院議長 松岡 駒吉

## 參議院議長 平恒雄

第一條 行政上の義務の履行確保に關しては、別に法律で定めるものと除いては、この法律の定めるところによる。

非當の場合は危急切迫の場合において、当該行為の急速な実施に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

第七條 代執行に因し不服のある者は、訴願を提起し、又は当該行政處分(以下草に裁決といふ)を提起があつたときから三箇月を超過したとき又は訴願の審決を終ることにより著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、訴願の裁決を終らないで、訴を提起することができる。

第八條 第二項の規定によると前項の規定による裁判には、これに対する裁決、決定その他の処分(以下草に裁決といふ)を提起があつたときから三箇月を超過した後でなければ、これを提起することができない。但し、本項の提起があつたときから三箇月を超過したとき又は訴願の審決を終ることにより著しい損害を生ずる虞のあるときその他の正当な事由があるときは、訴を提起することができる。

第九條 本院においては、

第十條 本院においては、

第十一條 本院においては、

第十二條 本院においては、

第十三條 本院においては、

第十四條 本院においては、

第十五條 本院においては、

第十六條 本院においては、

第十七條 本院においては、

第十八條 本院においては、

第十九條 本院においては、

第二十條 本院においては、

第二十一條 本院においては、

第二十二條 本院においては、

第二十三條 本院においては、

第二十四條 本院においては、

第二十五條 本院においては、

第二十六條 本院においては、

第二十七條 本院においては、

第二十八條 本院においては、

第二十九條 本院においては、

第三十條 本院においては、

第三十一條 本院においては、

第三十二條 本院においては、

第三十三條 本院においては、

第三十四條 本院においては、

第三十五條 本院においては、

第三十六條 本院においては、

第三十七條 本院においては、

第三十八條 本院においては、

第三十九條 本院においては、

第四十條 本院においては、

第四十一條 本院においては、

第四十二條 本院においては、

第四十三條 本院においては、

第四十四條 本院においては、

第四十五條 本院においては、

第四十六條 本院においては、

第四十七條 本院においては、

第四十八條 本院においては、

第四十九條 本院においては、

第五十條 本院においては、

第五十一條 本院においては、

第五十二條 本院においては、

第五十三條 本院においては、

第五十四條 本院においては、

第五十五條 本院においては、

第五十六條 本院においては、

第五十七條 本院においては、

第五十八條 本院においては、

第五十九條 本院においては、

第六十條 本院においては、

第六十一條 本院においては、

第六十二條 本院においては、

第六十三條 本院においては、

第六十四條 本院においては、

第六十五條 本院においては、

第六十六條 本院においては、

第六十七條 本院においては、

第六十八條 本院においては、

第六十九條 本院においては、

第七十條 本院においては、

第七十一條 本院においては、

第七十二條 本院においては、

第七十三條 本院においては、

第七十四條 本院においては、

第七十五條 本院においては、

第七十六條 本院においては、

第七十七條 本院においては、

第七十八條 本院においては、

第七十九條 本院においては、

第八十條 本院においては、

第八十一條 本院においては、

第八十二條 本院においては、

第八十三條 本院においては、

第八十四條 本院においては、

第八十五條 本院においては、

第八十六條 本院においては、

第八十七條 本院においては、

第八十八條 本院においては、

第八十九條 本院においては、

第九十條 本院においては、

第九十一條 本院においては、

第九十二條 本院においては、

第九十三條 本院においては、

第九十四條 本院においては、

第九十五條 本院においては、

第九十六條 本院においては、

第九十七條 本院においては、

第九十八條 本院においては、

第九十九條 本院においては、

第一百條 本院においては、

第一百一條 本院においては、

第一百二條 本院においては、

第一百三條 本院においては、

第一百四條 本院においては、

第一百五條 本院においては、

第一百六條 本院においては、

第一百七條 本院においては、

第一百八條 本院においては、

第一百九條 本院においては、

第一百二十條 本院においては、

第一百一十一條 本院においては、

第一百一十二條 本院においては、

第一百一十三條 本院においては、

第一百一十四條 本院においては、

第一百一十五條 本院においては、

第一百一十六條 本院においては、

第一百一十七條 本院においては、

第一百一十八條 本院においては、

第一百一十九條 本院においては、

第一百二十條 本院においては、

第一百二十ー條 本院においては、

分の取消変更を求める訴訟、その他公法上の権利関係に関する訴訟であつて從來は行政裁判所で取扱われてきたのであるが、憲法及び裁判所法の施行によつて裁判所の管轄に属することになったのであるけれども、その性質が公法問題であつて、民事訴訟との取扱を異にする必要があるということから、この法律事をもつて、取扱上の特例を定めたのである。その特例として、第一に、行政院の違法処分の取消変更を求める訴訟は、行政処分について、法令上訴願の途が設けてある場合は、原則として裁判所に訴訟を提起する前に、まず、訴願をなし、その裁決を経なければならぬことにした。第二に、右の行政事件訴訟については、原則とし、土地の管轄について専属管轄の制度を採用した。第三に、右の行政事件訴訟については、訴訟係属中、何時でも正当な被告に変更すめ、且つ、原告が被告とすべき行政訴訟を誤つたときには、訴訟係属が無効になることを防いたのである。第四に、右の行政事件訴訟に原状回復、損害賠償その他の請求に関する訴を併合することを許して、行政処分に関連する紛争を「禁に解決することができる」と

にして、訴訟経済と訴訟の延長を防いた。第五に、行政事件訴訟の提起によつて、行政処分の執行停止は認めないけれども、國家公共の利益権祉に重大な影響を及ぼす場合を除いて、裁判所は行政処分の執行停止を命ぜることにする。第六に、右の行政事件訴訟について、請求の理由があるときでも、行政処分を取消し、又は変更することが、公共の利益に適合しないときには、裁判所は請求棄却の判決をすることを得るものとしたのである。その外、行政事件の特殊性に鑑みて、勝訴による第三者の訴訟参加及び証拠調査を認めるにしたのであって、以上、いづれも行政事件の特質上適当な特例規定と認むべきものである。しかしながら、なお、訴願という言葉の意義を明瞭にして、擅議に解する必要を認め、第二條に修正を加えて、訴願の中には審査の請求、異議の申立、その他行政権に対する不服の申立をも包含するものとし、又、これに対処して、裁決という言葉を明確に第十一條について、第六に述べたように公共の権祉に適合しないといいう理由から、原告の請求を

二、事件の利害得失

行政事件訴訟について、請求の理由があるときでも、行政処分を取消し、又は変更することが、公共の福祉に適合しないときには、裁判所は請求棄却の判決をすることを得るものとしたのである。その外、行政事件の特殊性に鑑みて、職権による第三者の訴訟参加及び行政事件訴訟の取扱い、特例を設けて、手続上便宜主義と職権主義を加味して、公法上の権利関係の確定を迅速にし、且つ、実効的のものとすると共に、公共の福祉を維持することを得る利益がある。

三  
賢

証據調査を認めたことにしたのである。以上、いづれも行政事件の特質上適當な特例規定と認むべきものである。しかしながら、なお、訴願という言葉の意義を明瞭にして、廣義に解する必要を認めた。右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

この法律案の施行のために、別段の費用を要しない。

行政事件訴訟特例法案  
よつて國会法第八十三條により送付

古文

昭和二十三年四月十三日  
衆議院議長松岡駒吉  
参議院議長橋本恒雄殿  
行政事件訴訟特例法案  
行政事件訴訟特例法案  
第一條 行政廳の違法な処分の取消  
又は変更に係る訴訟その他公法上  
の権利関係に関する訴訟について

棄却する裁判をした場合には、原

は、この法律によるの外、民事訴

訴訟法の定めるところによる。

につき新規の裁決を経た場合に、は、新規の裁決のあつたことを知つた日又は新規の裁決の日から、これを起算する。

第一項及び第三項の規定は、他の法律に特別の定のある場合に  
は、これも適用しない。

を察するに、ことに因も著しく損害を蒙る  
する虞のあるときその他正当な事  
由があるときは、訴訟の裁決を経  
ない、訴訟を提起する二点を要す。  
と原告はも原の回復、損害賠償等  
の他の請求(以下簡略請求とし  
う)に係る訴上権を、これを併合  
するに付する。

第三條の訴の第一審裁判所が高等裁判所である場合において、前項の規定による訴の併合をする。

をした行政権を報告としてこれを提起しなければならない。被告は、閣議決定に係る訴の被告の同意を得なければならぬ。被告が異議を述べないで、本案について弁論をし、又は準結手続においては、本件の審理を開始する。

とする。  
第五條 第二條の訴は、她分のあつたことを知つた日から六箇月以内に、二重と認定し立すしまつて、  
いて申述をしたときは、訴の併合に同意したものとみなす。

前項の期間は、これを不变期間とする。

処分の日から一年を経過したと

被告は才へき行政秘書を説いたときは、訴訟の係属申設告を変更することができる。但し、原告が故意又は重大な過失があつたときは、この限りでない。

きは、第一條の訴を提起すること  
ができない。但し、正当な事由に  
因りこの期間内に訴を提起するこ  
とができるかつたことを説明した  
ときは、この限りでない。

第一項の規定により被告を変更



の行政訴訟は本意を求める訴えを提起するには、その前段といたしまして、訴願を提起せばならないものとしたことであります。違法な行政処分に対する行政訴訟は、行政処分に對しまして、必ず訴願による救済を求めることが、それが通常による救済を求める場合のためにも便宜であると考えられますので、法令上訴願を送り開かれている場合には、原則として訴願の裁決を経た後でなければ訴えを提起することになります。

第一点は、右の訴えの被告及び土地管轄を定めたことでもあります。この訴えは、行政処分の被申立者であると原告から、終來の行政訴訟における上に審査であると考えまして、そ

の旨の規定を設けられたのであります。又この種の訴えにつきましては、専属管轄の制度を採用いたしました。

第二点は、行政訴訟を起訴するに、訴訟の取扱が國々に亘ることのないものであります。

第三の点は、行政訴訟は処分の取消、又は変更を求める訴えについて

出訴期間を定めたことであります。行政処分は処分を受けた者のみでなく、

公共の利害にも関係することが深いものでありますから、これを長く未確定

の状態に置くことは避けなければならぬのであります。日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律第八條と同じく、この期間を原則として既存のあつたことを知つた日から六ヶ月と定めました。尚この出訴期間の制限と関連して、原告が、被告と訴願の裁決を係屬中いつでも被告を変更することができます。されど、訴願の裁決を提起したこととされたのであります。これは從來の行政裁判の經驗に徴します。

第三の点は、執行の停止ができないために、回復することのできない不利益を受ける事例が往々あります。

第四の点は、違法な行政処分の取消

請求の提起が、その他の行政訴訟に影響を与えることがあります。

第五の点は、行政処分の取消又は変更を求める訴えに併合し得る訴

の訴えには、その請求と関連する原

告回復、損害賠償その他の請求にかかる訴えに限り、これを併合することができます。又この種の訴えにつきましては、

行政事件の執行を停止する効力を有しないことは、専門の性質上明らかなど

あると存じます。が、これを質

めると、折角勝訴した者のため甚だ

嬉しい結果となることがあります。

第六の点は、行政処分に対する

争いを起立する規定によります。

第七の点は、行政訴訟の執行

の実現をめぐる問題を規定する

とされています。

第八の点は、

第九の点は、

第十の点は、

第十一の点は、

第十二の点は、

第十三の点は、

第十四の点は、

第十五の点は、

第十六の点は、

第十七の点は、

第十八の点は、

第十九の点は、

第二十の点は、

第二十一の点は、

第二十二の点は、

第二十三の点は、

第二十四の点は、

第二十五の点は、

第二十六の点は、

第二十七の点は、

第二十八の点は、

第二十九の点は、

第三十の点は、

第三十一の点は、

第三十二の点は、

第三十三の点は、

第三十四の点は、

第三十五の点は、

第三十六の点は、

第三十七の点は、

第三十八の点は、

第三十九の点は、

第四十の点は、

第四十一の点は、

第四十二の点は、

第四十三の点は、

第四十四の点は、

第四十五の点は、

第四十六の点は、

第四十七の点は、

第四十八の点は、

第四十九の点は、

第五十の点は、

第五十一の点は、

第五十二の点は、

第五十三の点は、

第五十四の点は、

第五十五の点は、

第五十六の点は、

第五十七の点は、

第五十八の点は、

第五十九の点は、

第六十の点は、

第六十一の点は、

第六十二の点は、

第六十三の点は、

第六十四の点は、

第六十五の点は、

第六十六の点は、

第六十七の点は、

第六十八の点は、

第六十九の点は、

第七十の点は、

第七十一の点は、

第七十二の点は、

第七十三の点は、

第七十四の点は、

第七十五の点は、

第七十六の点は、

第七十七の点は、

第七十八の点は、

第七十九の点は、

第八十の点は、

第八十一の点は、

第八十二の点は、

第八十三の点は、

第八十四の点は、

第八十五の点は、

第八十六の点は、

第八十七の点は、

第八十八の点は、

第八十九の点は、

第九十の点は、

第九十一の点は、

第九十二の点は、

第九十三の点は、

第九十四の点は、

第九十五の点は、

第九十六の点は、

第九十七の点は、

第九十八の点は、

第九十九の点は、

第一百の点は、

第一百一の点は、

第一百二の点は、

第一百三の点は、

第一百四の点は、

第一百五の点は、

第一百六の点は、

第一百七の点は、

第一百八の点は、

第一百九の点は、

第一百二十の点は、

第一百二十一の点は、

第一百二十二の点は、

第一百二十三の点は、

第一百二十四の点は、

第一百二十五の点は、

第一百二十六の点は、

第一百二十七の点は、

第一百二十八の点は、

第一百二十九の点は、

第一百三十の点は、

第一百三十一の点は、

第一百三十二の点は、

第一百三十三の点は、

第一百三十四の点は、

第一百三十五の点は、

第一百三十六の点は、

第一百三十七の点は、

第一百三十八の点は、

第一百三十九の点は、

第一百四十の点は、

第一百四十一の点は、

第一百四十二の点は、

第一百四十三の点は、

第一百四十四の点は、

第一百四十五の点は、

第一百四十六の点は、

第一百四十七の点は、

第一百四十八の点は、

第一百四十九の点は、

第一百五十の点は、

第一百五十一の点は、

第一百五十二の点は、

第一百五十三の点は、

第一百五十四の点は、

第一百五十五の点は、

第一百五十六の点は、

第一百五十七の点は、

第一百五十八の点は、

第一百五十九の点は、

第一百六十の点は、

第一百六十一の点は、

第一百六十二の点は、

第一百六十三の点は、

第一百六十四の点は、

第一百六十五の点は、

第一百六十六の点は、

第一百六十七の点は、

第一百六十八の点は、

第一百六十九の点は、

第一百七十の点は、

第一百七十一の点は、

第一百七十二の点は、

第一百七十三の点は、

第一百七十四の点は、

第一百七十五の点は、

第一百七十六の点は、

第一百七十七の点は、

第一百七十八の点は、

第一百七十九の点は、

第一百八十の点は、

第一百八十一の点は、

第一百八十二の点は、

第一百八十三の点は、

第一百八十四の点は、

第一百八十五の点は、

第一百八十六の点は、

第一百八十七の点は、

第一百八十八の点は、

第一百八十九の点は、

第一百九十の点は、

第一百九十一の点は、

第一百九十二の点は、

第一百九十三の点は、

第一百九十四の点は、

第一百九十五の点は、

第一百九十六の点は、

第一百九十七の点は、

第一百九十八の点は、

第一百九十九の点は、

第二百の点は、

第二百一の点は、

第二百二の点は、

第二百三の点は、

第二百四の点は、

第二百五の点は、

第二百六の点は、

第二百七の点は、

第二百八の点は、

第二百九の点は、

第二百十の点は、

第二百十一の点は、

第二百十二の点は、

第二百十三の点は、

第二百十四の点は、

第二百十五の点は、

第二百十六の点は、

第二百十七の点は、

第二百十八の点は、

第二百十九の点は、

第二百二十の点は、

第二百二十一の点は、

第二百二十二の点は、

第二百二十三の点は、

第二百二十四の点は、

第二百二十五の点は、

第二百二十六の点は、

第二百二十七の点は、

第二百二十八の点は、

第二百二十九の点は、

第二百三十の点は、

第二百三十一の点は、

第二百三十二の点は、

第二百三十三の点は、

第二百三十四の点は、

第二百三十五の点は、

第二百三十六の点は、

第二百三十七の点は、

第二百三十八の点は、

第二百三十九の点は、

第二百四十の点は、

第二百四十一の点は、

第二百四十二の点は、

第二百四十三の点は、

第二百四十四の点は、

第二百四十五の点は、

第二百四十六の点は、

第二百四十七の点は、

第二百四十八の点は、

第二百四十九の点は、

第二百五十の点は、

第二百五十一の点は、



まして、三多摩都民大会の決議によつて要望されたものであります。

それから同じく請願の第二百四十九号の、名港、名古屋両火力発電所の発電用石炭獲得に関する請願、これは名

古屋地区における主力発電所であるところの名港、名古屋両火力発電所は、石炭入荷量が少いのと質が悪いために甚だ憂慮すべき状態であつて、冬季の渦水期を控えて発電停止の状態に立至るうとしておる現状であり、我が國の産業復興にも重大な影響を與えるものと考えるから、少くとも差率量通りの適正炭を確保せられたいということでありまして、愛知県下の労働組合、電力消費者、県民多数の署名を得てその善処を要望しておるものであります。

次に陳情の第三十二号は、電力危機突破に関する陳情であります。これ

は請願の第百四号と同じ趣旨のものであつて、現下の深刻なる電力不足に鑑みて、政府において、便乗負荷の徹底的排除、電力資材の確保、発電電力の工場への集中送電等の非常措置を講ずることほどもとより、関係者に対しても必要な措置をなさしむるよう仰求するとい

う趣旨であります。

それから陳情の第六十三号、農村電力調整に関する陳情は、最近の電力事情悪化のために停電が頻発し、農村においては穀穀製粉にも支障を來し、供出も遅延し、完遂不能者を出す處もある実情であるから、農村所要電力の

調整を図られたいというのでありますて、茨城県の久慈郡内の三十四ヶ町村

長の決議の結果によつて要望せられたものであります。

委員会におきましては、これらにつきまして慎重な審議をいたし、又同時に政府の関係者からの意見も参考に聽取しました結果、請願、陳情者の要望と電力界の現状を勘案いたしまして、来るべき二十三年度の冬季における渦水の事前の措置の推進の意味も含めて、それより必要な意見を附してこれを議院に報告して、内閣に送付するのが至当であるかうことに、全会一致可決した次第であります。

簡単でありまするが、詳細は文書表又は会議録を御参照願いたいと思います。以上で請願二件、陳情二件の委員会における審議経過と結果の御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し内閣に送付することに決定せられました。

——

本日はこれにて延会いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。次会は明七日午後一時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時六分散会

議員	出席者は左の通り。
中西 功君	議長 松平 恒雄君
中野 雷治君	副議長 松本治一郎君
栗山 良夫君	田中耕太郎君
國井 淳一君	西山 天香君
兼岩 傳二君	木村裕八郎君
羽仁 五郎君	河井 稲八君
星野 芳樹君	梅津 錦一君
竹下 駿次君	大野 幸一君
赤木 正雄君	木村喜一郎君
赤木 安良作君	佐藤 新一君
赤木 正雄君	丹羽 五郎君
赤木 利勝君	大下 源吾君
門田 定蔵君	金子 洋文君
山内 卓郎君	大島昇太郎君
波多野 順君	井上なつゑ君
鈴木 憲一君	尾形六郎兵衛君
國務大臣	左藤 鶴説君
國務大臣	平沼弘太郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	松嶋 喜作君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣	黒川 武雄君
國務大臣	大隅 慶二君
國務大臣	平岡 市三君
國務大臣	仲子 隆君
國務大臣	大野木秀次郎君
國務大臣	中川 幸平君
國務大臣	松野 喜内君
國務大臣</	

政府委員

法務政務次官

松永

義雄君

法務廳事務官  
行政諮詢局長

小澤

文雄君

定價一部一円二十錢

所行發

東京都新宿区市ヶ谷本村町  
電話九段五三一印刷局  
電話九段五三一圖書課  
郵便東京一九〇〇〇